

第110回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第4日)

令和4年12月13日(火曜日)

出席議員 (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	千 種 和 英	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	小 林 裕 和
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎基彦	書記	垣内克巳
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三浦秀忠	企画防災課長	江見秀樹
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	古市宏和
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	真岡伯好
	建設課長	重崎勇人	上下水道課長	梶本周作
	上月支所長	高見浩樹	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	西本和彦	会計課長	和田始
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	谷邑雅永
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 87 号 令和 4 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 2. 議案第 88 号 令和 4 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 3. 議案第 89 号 令和 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 4. 議案第 90 号 令和 4 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 5. 議案第 91 号 令和 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 6. 議案第 92 号 令和 4 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 7. 議案第 93 号 財産の取得について（庁舎内 Wi-Fi ネットワーク構築機器一式）
日程第 8. 議案第 94 号 令和 4 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）について
日程第 9. 議案第 95 号 令和 4 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 10. 議案第 96 号 令和 4 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 11. 議案第 97 号 令和 4 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 12. 議案第 98 号 令和 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 13. 議案第 99 号 令和 4 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 14. 議案第 100 号 令和 4 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 15. 議案第 101 号 令和 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 16. 議案第 102 号 令和 4 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 17. 議案第 103 号 令和 4 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 4 号）について
-

午前 09 時 30 分 開議

議長（小林裕和君） おはようございます。皆様おそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

本日も、慎重にご審議を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに、日程に入ります。

日程第 1 から日程第 6 までの提案に対する当局の説明は、11 月 30 日に終了しておりますので、順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第 1. 議案第 87 号 令和 4 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）について

議長（小林裕和君） まず、日程第 1、議案第 87 号、令和 4 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 7 ページ、歳入のところ、上から町税の補正で増えた分、町民税、個人、法人、固定資産税、軽四とか、その分についての要因について述べてください。

議長（小林裕和君） 岡本議員、今、何ペーシ言われました。7 ペーシは県の委託金ですけれども。

11 番（岡本義次君） 5 ページ。

議長（小林裕和君） えっ、5 ペーシの町税の、もう一度、5 ペーシの町税のどの部分ですかね。款、項、目で。

11 番（岡本義次君） 町民税、個人、法人、固定資産税、そして、軽四の増えた分の要因について述べてください。

〔税務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 福岡税務課長。

税務課長（福岡康浩君） 失礼いたします。

町税の増えた原因ですけれども、まず、全体を通しまして、現在の収納の状況からしまして、当初予算ではコロナによる影響、減額、大体5%ぐらい影響があるのではないかとということで、予算を見込んでおったわけなんですけど、実際に、年度が始まりまして、収納のほうをしていきますと、ほぼほぼ、まず、影響がなかったというふうになっております。

その中で、まず、法人税なんですけども、増えておりますのが、法人、企業のほうですね、そちらのほうは、コロナで、あまり投資と言いますか、そういう設備投資をしなかったのではないかとということで、やっぱり、ちょっと、増えてきておるのではないかと。

また、それにかかりますと、今度、逆に固定資産の中での償却資産、そちらのほうは、やっぱり、投資をしなかったということで、そういう機器類の購入とか、そういうものがなかったということで、それにかかる税金が減ってくるということで、償却資産については、ちょっとマイナスが出たりしております。

それから、軽自動車につきましては、環境性能割というのが、令和元年度から始まっておるわけなんですけれども、そちらのほうは、毎月大体10台ぐらい県のほうから入って来ておりました、そのほうが、順調に増額しているということでもあります。

また、軽自動車につきましても、登録台数のほうが、ちょっと増えておりますので、増額ということになっております。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありませんか。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） 13ページの15款の10項の15目、高齢者福祉費で、養護老人ホーム佐用朝霧園運営助成金1,515万9,000円ですか、これ朝霧園、移転した当初は2階は使っていない、1階だけということだったんですけれども、最近、現在での使用状況いのか、入居状況ですか、分かりましたら、お願いします。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 古市高年介護課長。

高年介護課長（古市宏和君） 失礼します。それでは、お答えします。

まず、予算の増減について、説明させていただきますけども、下に扶助費とあると思うんです。老人保護措置費。こちらのほうがマイナス1,515万9,000円となっております、上の助成金のほうはプラス1,515万9,000円ということで、こちらのほうは、佐用町の方が朝霧園に入所されました時に扶助費というのを、佐用町から朝霧園のほうに支払っております。そちらのほうは、今、人数と言われましたので、当初予算で見込んでおりましたのが、予定人員28人。現在が23人で、5人減ということで、お一人にかかる措置費というのが、年間大体300万円前後ぐらいかかります。それで、5人減ということで1,500万円減。その分、逆に、朝霧園のほうの収入が減りますので、助成金のほうでプラス1,500万円ということになります。以上でございます。

議長（小林裕和君） よろしいですか。
ほかに質疑はありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 歳出19ページ、農林水産業費、農業費、75目、ひまわり祭り運営費で、その他332万4,000円の減額が生じています。ここらへの要因について、お願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 財源内訳のその他というところは、主なものは、駐車場代金。これは、入のところでも減額をさせていただいております、今年につきましては、最後の3日間などは、お客様から駐車場も入園料もいただかずに、お客様に来ていただくというような、ちょっと、異常に早く花が咲いてしまいましたので、そういった関係で、若干、お客様が減少しておりますので、全体的に歳出のほうも歳入のほうも、今回、精算による減額の補正という形になっております。以上です。

議長（小林裕和君） よろしいですか。

[平岡君 挙手]

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） ひまわり祭り、ひまわり栽培に関わって、その関連にもなりますけれど、祭りのほうは、いわゆるスポーツ公園を中心にしたところの諸々の費用に充てられるわけですが、ひまわり栽培そのものについて、ここ最近、コロナの関係もあって、入園料を取らないような地域で、具体的には、宝蔵寺などは、もう辞めるという方向が決められたような状況があります。

ですので、ひまわり栽培の、もともとひまわり祭りのもとになる、ひまわりの花の栽培の関係などについては、将来のこともありますし、今回、補正での、この金額だけではないんですけど、どんなふうを考えておられるのか、この場でお聞きしたいんですが。

[農林振興課長 挙手]

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） ひまわり栽培に関しましては、各集落等、農会等で団地を組んでいただいて栽培をさせていただいています。

議員がおっしゃられますとおり、中には、コロナ対策ということで、お客様、お越しいただくのをお慮いただくというようなことを目的といたしまして栽培を中止された地区もございます。

片方では、継続して栽培させていただいているところもありますし、栽培したものの、ひまわり園として開園していないという自治会もおられます。

ですので、我々としては、交流事業と、観光事業ということで、推進もしていきたい一方なんですけども、やはり地元の意向というものも大切にしていきたいということを考えておりますので、来年度の作付けに関しましても、今後、作付け会議等がございます。その中で、いろいろ相談し合いながら決めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（小林裕和君） よろしいですか。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますよう、お願いします。

ほかに質疑はありませんか。

[岡本義君 挙手]

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 30 ページ、農林水産業の下の公有土地、3,000 万円から…えっ、

[「（聴取不能）」と呼ぶ者あり]

11 番（岡本義次君） 言うたがな、30 ページって、

議長（小林裕和君） いや、30 ページはないですね。

11 番（岡本義次君） ああ、20 ページ。ごめん。

土地購入費で 3,000 万円上がっておりますけれど、この分について、どこで、どういうふうな分をやったか教えてください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） この件につきましては、先般の一般質問の中でもお答えさせていただいたとおりなんですけれども、町有林化促進事業の中での買取り事業にかかるものでございまして、当初、3,000 万円を予算化させていただいておりまして、その後、一般質問の答弁でも町長申しましたとおり、買取り件数が 130 件で、金額に直しますと、1 億円以上というような申し出が出ております。

その中で、今年度、取得、確実に所有権移転までが見込める範囲で、土地で約 250 ヘクタール、金額にして、総額 6,000 万円分を、今年度中に町有林にしていこうということで、3,000 万円の増額をさせていただいているというところでございます。

なお、申し出いただいております残りに関しましては、次年度に事務作業を送りまして、来年度において取得のほうを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（小林裕和君） よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 一般質問でもお尋ねしたんですけれど、その 6,000 万円というやつについては、皆さんが、ちゃんと、家の相続もできて、その分を買取るというふうになっておるわけですね。この 6,000 万円については。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） おっしゃるとおりでございまして、現登記名義人の方からの申し出でございまして所有権移転がスムーズでございまして、そういったものを、今年度優先的に事務処理させていただくということで考えております。

ただ、相続未了であったり、住所が変わっておるとか、その所有権移転の前に前提登記が必要な案件も多数ございます。そういったものは、どうしても時間がかかってまいりますので、来年度、事務処理のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

議長（小林裕和君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 87 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 87 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 87 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2. 議案第 88 号 令和 4 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 2、議案第 88 号、令和 4 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7 番（児玉雅善君） 1 ページの歳出、保険給付費、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費、これら、かなり増えているんですけども、増えた要因って、特別何かあったんでしょうか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 古市高年介護課長。

高年介護課長（古市宏和君） ただ今のご質問ですけれども、給付費ですけれども、当初は計画値で見込んでおります。

実際に、4 月から 9 月の実績値見ますと、上がっているということで、今回、補正かけております。

ただ、サービスによっては、下がっているサービスもあるんですけども、給付費ですので、支払いができる状態にしておく必要がありますので、増えた分だけ増額という形を取っております。

例年ですけれども、3 月補正、5 月専決で、増減がまたあるということで、ご理解願いたいと思います。以上でございます。

議長（小林裕和君） よろしいですか。
ほかに質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 88 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 88 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 88 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3．議案第 89 号 令和 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 3、議案第 89 号、令和 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 89 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 89 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 89 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4．議案第 90 号 令和 4 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 4、議案第 90 号、令和 4 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 90 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 90 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 90 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5．議案第 91 号 令和 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 5、議案第 91 号、令和 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 91 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 91 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 91 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6．議案第 92 号 令和 4 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 6、議案第 92 号、令和 4 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 92 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 92 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 92 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7．議案第 93 号 財産の取得について（庁舎内 Wi-Fi ネットワーク構築機器一式）

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 7 に入ります。
日程第 7 以降は、本日追加提出の案件であります。議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
それでは、まず、日程第 7、議案第 93 号、財産の取得について、庁舎内 Wi-Fi ネットワーク構築機器一式を議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 93 号の財産の取得、庁舎内 Wi-Fi ネットワーク構築機器一式につきまして、提案のご説明を申し上げます。
現在、庁舎内で使用するパソコン等の各端末は、全て有線 LAN ケーブルで町のネットワークに接続しており、様々な業務システムやインターネットにアクセスしております。
一方、新型コロナウイルスの感染拡大や同感染症との共存を想定した新しい生活様式への対応が求められる今日、行政においてもデジタル技術を活用した働き方の改革や事務のスマート化が求められております。
今回、その環境整備の第一歩として、庁舎内ネットワークの無線化を図ることにより、万が一職員にクラスター等が発生した場合でも、庁舎内であれば場所を選ばずに臨時的な窓口機能や事務所スペースを確保し、役場機能の維持や安定した住民サービスの提供を継続して行うことができます。

また、併せて Web 会議用ノートパソコン及びモニターを購入し、無線ネットワーク環境の下、インターネットを活用した非接触によるリモート会議や、業務用端末を活用したペーパーレス会議の推進を図るとともに、今後においても、更新時期を迎える職員の業務用端末についても、計画的にデスクトップ型からノート型に変更し、最終的には庁舎内の全業務用端末を持ち運び可能にできるようにし、無線ネットワーク化の中で、業務のスリム化・効率化を図りたく考えております。

また、今回の整備におきましては、住民基本台帳等の基幹業務系パソコンのアクセス制限を強化するためのセキュリティー対策を強化いたします。

具体的な整備内容といたしましては、役場第一庁舎本館、第一庁舎西館、第二庁舎、文化情報センター、南光支所、三日月支所の各事務フロア及び主要会議室において、それぞれ無線 LAN 機器及び関連機器を整備するとともに、Web 会議用ノートパソコン 28 台、会議用モニター 5 台を整備いたします。また、セキュリティー対策強化のためのサーバーを導入いたします。

なお、上月支所につきましては、来年度、庁舎の整備を行う予定をいたしておりますので、その改修工事に併せまして、同じような整備を行う予定といたしております。

今回の機器調達につきましては、本町の通信ネットワーク及び今回導入予定の各機器の構造や特性、内容を詳細に熟知している者以外の施工では、正常な動作を得ることができない可能性が高く、円滑に事業目的を達成できないおそれがあるため、随意契約といたしております。

契約金額は 1,799 万 9,300 円、うち、消費税及び地方消費税額は 163 万 6,300 円で、契約の相手方は、姫路市本町 127 番地、株式会社ニチワ姫路支店支店長、浜 義弘（はま よしひろ）に決定をいたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、本契約の締結をいたしたく議会の議決を求めます。

なお、本件備品購入は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として導入するものでございます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより議案第 93 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 何社入札がありまして、入札率が何%かいうんと、それと、サイバーは、今、これによって、確立できると言われておりますけれど、どう言うんですか、テレビなんか見よっても、北の国が、いろいろサイバー攻撃かけて、そういう金を取るようなことしたりしておりますけれど、それらに対しても、私らは関係ないと思っておるんですけど、そこらへんについては、どんなんでしょうか。大丈夫なんですかね。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 岡本議員、お願いしたいんですけども、今、私、この提案説明をさせていただきます。

その説明を、ぜひ、よくお聞きいただきたいということです。

この説明の中には、今回の設備導入につきましては、佐用町の、今、構築しているネットワーク、そういうものの機器の構造や、特性、内容を詳細に熟知している者でないと、今のものも生かしながら、新たな無線 LAN を購入するということを説明しました。そのために、円滑に業務を達成するために、随意契約といたしますということを説明したとこです。

だから、それによって、予定価格が幾らで、何社入札してとか、それは、実際、随意契約をしますよということを説明しているわけですから、そのような質問が、すぐ出てくるといのは、私としては、本当に、それだけの、そのための提案説明をさせていただいているわけですから、その点は、よろしくお聞きしたいと思います。

それから、あとのセキュリティー等につきましては、担当のほうから説明をさせます。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 三浦情報政策課長。

情報政策課長（三浦秀忠君） 先ほどの質問のセキュリティーについてですが、この分野については、常にいちごっこという部分もございますが、今回、Wi-Fi ネットワークは、一般的な無線通信回線とは異なりまして、庁舎内に限定された行政専用、職員だけが使える閉鎖的なネットワークが前提となっております。有線ケーブルから、今回、無線化を図りますが、セキュリティー上の安全性については、無線通信専用のユーザー制御装置を設置いたしまして、この装置に登録されたパソコンのみが接続できるような仕組みとなっております。外部から不正アクセスすることは不可能となっております。

また、町のメインサーバーから、町の外側に向けたネットワーク接続についても、これまでどおり三層分離という対策によって、セキュリティーシステムにおいては、安全性を確保しておりますので、安全に関しては大丈夫というふうに、今、最前線のセキュリティーをしておるということは間違いございません。以上でございます。

議長（小林裕和君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 93 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 93 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 93 号は、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第 8. 議案第 94 号 令和 4 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）について
日程第 9. 議案第 95 号 令和 4 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 10. 議案第 96 号 令和 4 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 11. 議案第 97 号 令和 4 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 12. 議案第 98 号 令和 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 13. 議案第 99 号 令和 4 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 14. 議案第 100 号 令和 4 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 15. 議案第 101 号 令和 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 16. 議案第 102 号 令和 4 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 17. 議案第 103 号 令和 4 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 4 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 8 に入ります。

日程第 8 から日程第 17 までを、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。

よって、日程第 8、議案第 94 号、令和 4 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）についてから、日程第 17、議案第 103 号、令和 4 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 4 号）についてまでの 10 件を一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 94 号から議案第 103 号、一般会計並びに特別会計の補正予算につきまして一括議題とされましたので、順次、提案のご説明を申し上げます。

なお、全て、今回の議案につきましては、人事院勧告による給与改定に伴うものでございます。

まず、議案第 94 号、佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）からご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1,681 万 1,000 円を追加し、総額を 131 億 7,840 万 8,000 円に改めるものでございます。

その中身につきましては、先般、ご承認をいただきました議案第 79 号、議案第 80 号、議案第 81 号の給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う人件費関係の補正に伴うものでございます。

なお、特別会計につきましても同様でございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

歳入は、繰入金のみで、基金繰入金 1,681 万 1,000 円の増額で、財政調整基金からの繰入金でございます。

次に、歳出でございますが、各款における補正額は、先ほど申し上げましたとおり、このたびの条例改正によります人件費関係でございます。特別職及び職員の給料、期末・勤勉手当、共済費、負担金並びに各特別会計への繰出金の増額でございます。

まず、議会費につきましては、22 万 5,000 円の増額でございます。職員の人件費の増額 22 万 5,000 円でございます。なお、議員報酬につきましては、当初予算で補うことができますので、今回は、補正計上はいたしておりません。

総務費につきましては、407 万 8,000 円の増額でございます。うち、総務管理費におきましては 289 万円の増額で、うち、特別職期末手当は 16 万 3,000 円の増額となっております。徴税費、戸籍住民登録費、統計調査費におきましては、それぞれ 81 万 3,000 円、29 万 3,000 円、8 万 2,000 円の増額でございます。

民生費につきましては、494 万 8,000 円の増額でございます。うち、社会福祉費におきましては 216 万 4,000 円の増額。児童福祉費、国民年金事務取扱費におきましては、それぞれ 273 万円、5 万 4,000 円の増額となっております。

衛生費につきましては、154 万 3,000 円の増額であります。うち、保健衛生費、清掃費におきましては、それぞれ 75 万 2,000 円、79 万 1,000 円の増額でございます。

農林水産業費につきましては、116 万 6,000 円の増額でございます。うち、農業費、林業費におきましては、それぞれ 95 万 7,000 円、20 万 9,000 円の増額でございます。

商工費につきましては、60 万 6,000 円の増額でございます。

土木費につきましては、121 万 1,000 円の増額であります。うち、土木管理費と道路橋梁費につきましては、それぞれ 27 万 9,000 円、31 万 2,000 円の増額で、下水道費、住宅費につきましては、それぞれ 35 万 8,000 円、26 万 2,000 円の増額となっております。

消防費につきましては、16 万 4,000 円の増額であります。

教育費につきましては、287 万円の増額でございます。うち、教育総務費におきましては 97 万 7,000 円の増額で、小学校費と中学校費におきましては、それぞれ 16 万円、18 万円の増額でございます。社会教育費と保健体育費におきましては、それぞれ 86 万 3,000 円、69 万円の増額であります。

以上で、一般会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、特別会計でございますが、まず、議案第 95 号、令和 4 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 19 万円を追加し、総額を 21 億 2,878 万 7,000 円に改めております。

まず、歳入から説明させていただきます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金として、19 万円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、総務費の総務管理費として 19 万円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 96 号、令和 4 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）でございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 8 万 3,000 円を追加し、総額を 3 億 2,227 万 2,000 円に改めております。

まず、歳入から説明をいたします。

繰入金につきましては、一般会計繰入金として、8 万 3,000 円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、総務費の総務管理費として、8 万 3,000 円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 97 号、令和 4 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）でございますが、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 54 万 9,000 円を追加し、総額を 29 億 1,920 万 2,000 円に改めるものであります。

まず、歳入から説明をいたします。

繰入金につきましては、一般会計繰入金として 54 万 9,000 円の増額であります。

次に、歳出でございますが、総務費の総務管理費として 54 万 9,000 円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 98 号、令和 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）でございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 10 万円を追加し、総額を 8 億 871 万 3,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入でございますが、繰入金につきましては、一般会計繰入金として 10 万円の増額であります。

次に、歳出でございますが、簡易水道事業費の管理費として、10 万円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 99 号、令和 4 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）でございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 35 万 8,000 円を追加し、総額を 14 億 6,014 万 8,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入でございますが、繰入金といたしまして、一般会計繰入金として 35 万 8,000 円の増額であります。

次に、歳出でございますが、公共下水道事業費につきましては、35 万 8,000 円の増額であります。うち、管理費におきましては 20 万 7,000 円の増額、事業費におきましては 15 万 1,000 円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費の増額でございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案の説明を終わります。

次に、議案第 100 号、令和 4 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）でございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 9 万 5,000 円を追加し、総額を 4 億 3,071 万 2,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入でございますが、繰入金といたしまして、一般会計繰入金として 9 万 5,000 円の増額であります。

次に、歳出でございますが、生活排水処理事業費の農業集落排水施設管理費として 9 万 5,000 円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上で、生活排水処理事業特別会計補正予算案の提案の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 101 号、令和 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）でございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 22 万 2,000 円を追加し、総額を 1 億 889 万 5,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入でございますが、繰入金につきましては、一般会計繰入金として 22 万 2,000 円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、教育費の社会教育費として 22 万 2,000 円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 102 号、令和 4 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）でございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 5 万 2,000 円を追加し、総額を 1 億 1,497 万円に改めるものでございます。

まず、歳入であります、繰入金といたしまして、一般会計繰入金として5万2,000円の増額をいたしております。

次に、歳出であります、笹ヶ丘荘費の笹ヶ丘荘管理運営費として5万2,000円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費の増額であります。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計補正予算案の提案の説明を終わらせていただきます。

最後に、議案第103号、令和4年度佐用町水道事業会計補正予算案(第4号)について、ご説明させていただきます。

今回の条例改正に伴う人件費の増額であります、第2条の収益的収入及び支出におきましては、支出の第1款、水道事業費用の第1項、営業費用を2万4,000円増額し、水道事業費用の予定額を2億4,527万5,000円に改めるものでございます。

第3条の資本的収入及び支出においては、第1款の資本的支出のうち、第1項、建設改良費を8万4,000円増額し、資本的支出の予定額を3億444万3,000円にしようとするものでございます。

第4条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を定めるものであり、10万8,000円を増額し、1,546万9,000円とするものでございます。

以上で、佐用町水道事業会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

議案第94号から議案第103号までの補正予算につきまして、説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げ、提案の説明を終わります。

議長(小林裕和君) 当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております議案第94号から議案第103号については、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第8、議案第94号、令和4年度佐用町一般会計補正予算案(第5号)についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

[平岡君 挙手]

議長(小林裕和君) 平岡議員。

13番(平岡きぬゑ君) 具体的には7ページに、6ページも7ページも、ずっと出てくるんですけど、会計年度任用職員の報酬と、それから、期末手当の関係でお尋ねします。

ここには数字しか出ていないので、それぞれ、215人の方の、それぞれのどういう実態にあるのか、それぞれ部署ごとに会計年度任用職員の方が勤務されておりますので、そのへん実態が分かるようなものを資料として、ぜひこの機会に提出していただきたいということなんですけれど、お願いします。

[総務課長 挙手]

議長(小林裕和君) 幸田総務課長。

総務課長(幸田和彦君) お答えいたします。

資料の提出につきましては、今すぐ提出は、ちょっと、できないと思いますので、後日、お渡しするという形になると思いますけども。

会計年度任用職員につきましては、正規職員の1級の給料表を、そのまま利用しております。

人数につきましては、全職員247人という数になっております。

この中には月例給の方もおられましたら、時給の方もおられます。

今回の人勧につきましては、月例給で、しかも週当たり15.5時間以上勤務の方につきまして、期末手当を支給するというふうに規定されておりますので、対象人数は期末手当の場合は186人というふうな内訳になっております。

まず、今回、人勧で上がりますのは、給料分と勤勉手当分、2区分あります。

まず、給与につきましては、正規職員の1級が1.7%増となっておりますので、例えば、週35時間勤務の方でありましたら2,700円から3,700円、月額で上がるというような形になっております。

年収で言いますと2万9,000円程度増額になるのではないかなと考えております。

勤勉手当につきましては、会計年度任用職員には、勤勉手当は支払わないということになっておりますので、期末手当をお支払するという事で、期末手当は年額2.4月お支払するという事で、このたびは、給与月額が2,700円引き上がりますので、例えばですけども、その2.4月いうことで、期末手当につきましては6,500円程度、月末になりますけれども、12月末に差額としてお支払するというようになりました。

対象職員につきましては、先ほど申し上げました週当たり15.5時間以上勤務されている方ということで、174の方が対象になるということでございます。以上でございます。

議長（小林裕和君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第94号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第94号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第9、議案第95号、令和4年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 95 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 95 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 95 号は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 10、議案第 96 号、令和 4 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 96 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 96 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 96 号は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 11、議案第 97 号、令和 4 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 97 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 97 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 97 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 12、議案第 98 号、令和 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

[質疑なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 98 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 98 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 98 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 13、議案第 99 号、令和 4 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 99 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 99 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 99 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 14、議案第 100 号、令和 4 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 100 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 100 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 100 号は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 15、議案第 101 号、令和 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 101 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 101 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 101 号は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 16、議案第 102 号、令和 4 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 102 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 102 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 102 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 17、議案第 103 号、令和 4 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 4 号）
についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 103 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 103 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 103 号は、原案のとおり可決されました。

議長（小林裕和君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。
お諮りします。議事の都合により、明日 12 月 14 日から 19 日まで、本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よってそのように決めます。
次の本会議は、12 月 20 日火曜日、午前 9 時 30 分より再開しますので、ご承知おきください
さいますようお願いいたします。
それでは、本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午前 10 時 26 分 散会

